

高齢運転者標識を活用しましょう！

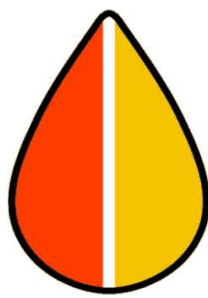
個人差はありますが、年齢が高くなるにつれて、どんな人でも身体的能力の衰えを感じるようになり、自動車の運転技術も少しずつ衰えていきます。

こういう時に安全を確保する一手段として活用していただきたいのが高齢運転者標識です。

高齢運転者標識



【現行の標識】
平成23年2月1日から



【旧型の標識】
平成23年2月以前



高齢運転者標識はどんなものですか？

70歳以上の高齢者は、普通自動車を運転するに当たり、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときには、車体の前面と後面の両方に高齢運転者標識を付けて運転するように努めなければならないとされています。

なお、平成23年2月1日から使用している現行の標識のほか、旧型の標識も引き続き使用することができます。（道路交通法第71条の5第4項等）

付けることにどういう意味があるのですか？

危険防止のためやむを得ない場合を除き、高齢運転者標識を付けた普通自動車に対して幅寄せや必要な車間距離が保てなくなるような進路変更をした運転者は処罰されます。（道路交通法第71条第5号の4等）

- 5万円以下の罰金
- 反則金
 - 大型自動車・中型自動車等 7,000円
 - 普通自動車・二輪車 6,000円
 - 小型特殊自動車 5,000円
- 基礎点数 1点

高齢運転者標識を付けることにより、周囲の自動車の運転者は、高齢者の運転する自動車が、安全に通行できるよう配慮しなければなりません。

思 い や り の あ る 運 転 を ！



聴覚障害者標識



身体障害者標識

高齢運転者標識を付けた普通自動車のほか、身体障害者標識や聴覚障害者標識を付けた普通自動車等に対して、危険防止のためやむを得ない場合を除き、幅寄せや、必要な車間距離が保てなくなるような進路変更をした自動車運転者は、処罰されます。（道路交通法第71条の6第1項、同条第2項、同条第3項等）